

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成30年2月14日
開会時刻	午前10時23分
閉会時刻	午前11時15分
出席委員名	◎岡田 善行 ○上村 和生 井村 貴志
	吉井 詩子 吉岡 勝裕 黒木騎代春 世古口新吾
	西山 則夫 議長
欠席委員名	鈴木 豊司
署名者	—
担当書記	山口 徹
協議案件	第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの策定（案）について 機構改革について《報告案件》
	伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について 《報告案件》
	新地方公会計制度に基づく財務書類等の公表について《報告案件》
	住居表示地区における住居番号への枝番号表記の付設について 《報告案件》
	管外行政視察の実施について
説明者	情報戦略局長、情報戦略局参事、財政課長、
	総務部長、総務部参事、健康福祉部長、
	環境生活部長、市民交流課長、戸籍住民課長
	その他関係参与

協議の経過

岡田委員長開会宣言後、直ちに会議に入り「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの策定（案）について」協議し、続いて報告案件の「機構改革について」、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」、「新地方公会計制度に基づく財務書類等の公表について」、「住居表示地区における住居番号への枝番号表記の付設について」の報告を受けた。

次に、「管外行政視察の実施について」を議題として協議し、6月定例会前に視察を実施すること、委員から視察項目についての希望があれば正副委員長に伝えることとし、協議会を閉会した。

なお、詳細は次のとおり。

開会 午前10時23分

◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は7名でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの策定（案）について」を御協議願います。当局からの説明を願います。

情報戦略局長。

●中川情報戦略局長

本日はお忙しい中、総務政策委員会に引き続き、総務政策委員協議会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。本日御協議いただく案件につきましては、報告案件を含めまして5件でございます。それぞれ担当のほうから説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

【第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの策定（案）について】

◎岡田善行委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの策定（案）について」御説明を

申し上げます。資料1をごらんいただきたいと思います。

伊勢志摩定住自立圏構想につきましては、平成25年に伊勢市が中心市宣言を行った後、推進協議会を設立、共生ビジョン懇談会を設置して、定住自立圏の目的を達成するための具体的取り組みを定めた「伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン」を平成26年6月に策定をし、各取り組みを連携市町とともに進めているところでございます。

現在の共生ビジョンの計画期間は、平成26年度から平成30年度の5年間としておりますが、圏域の課題に対応していくためには、計画期間終了後も引き続き具体的取り組みを進めていく必要がありますことから、次期共生ビジョンの策定を進めたいと存じます。

策定方針でございますが、計画期間につきましては平成31年度から平成35年度までの5カ年といたします。

構成内容につきましては、現行の共生ビジョンを踏襲するものとし、必要に応じて所要の見直しを行ってまいります。

各取り組みにつきましては、現行の共生ビジョンで推進しております各取り組みについて、継続するもの、廃止するものまたは新規に取り組むものを検討し、改定を行うことといたします。

策定のスケジュールでございますが、策定スケジュールの概要に記載のとおりでございます。まず5月の共生ビジョン懇談会の後に、各市町の関係課長で構成いたします部会、こちらにおいて取り組みを検討し、8月の共生ビジョン懇談会において、現行の共生ビジョンの総括の報告を行うとともに、次期第2次共生ビジョン（案）について提案し、御協議をいただきます。

共生ビジョン懇談会委員からいただいた意見をもとに修正した案を9月、10月のビジョン懇談会で御報告し、第2次共生ビジョン（案）を決定させていただきたいと考えております。

なお、9月、10月の共生ビジョン懇談会については、会議の進捗状況に応じて、開催回数等は調整させていただきたいと考えております。

共生ビジョン懇談会にてビジョン案を決定した後、11月に推進協議会を開催し、連携市町の首長様方の合意を得た後に、市議会にも報告をさせていただく予定でございます。

その後12月にパブリックコメントを実施して、その結果を平成31年1月の共生ビジョン懇談会に報告、2月には議会に御報告したいと存じます。

なお、第2次共生ビジョンに協定の変更が必要となる新たな取り組みがあった場合は、各市町議会の議決が必要となりますので、その変更案を3月議会に上程させていただく予定でございます。

以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

ただいまの説明に対して御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【機構改革について《報告案件》】

◎岡田善行委員長

続いて報告案件に入ります。機構改革について当局から報告をお願いします。
総務部参事。

●西山総務部参事

それでは、「機構改革（案）について」御説明を申し上げます。

お手元の資料の2をごらんいただきたいと思います。

左側の枠が現行、右側の枠に機構改革の案ということにさせていただいております。

この機構の改革につきましては、平成30年4月の定期異動にあわせて機構の見直しを行おうとするものでございます。

それでは、その概要につきましてでございます。

健康福祉部におきまして、高齢・障がい福祉課の高齢者福祉部門と地域包括ケア推進課が実施をしております高齢者施策との連携を図り、総合相談から福祉サービスの提供までを一体的に取り組む体制を整えるために、高齢・障がい福祉課の高齢部門と地域包括ケア推進課を統合して、高齢者支援課を設置いたします。

また、高齢・障がい福祉課につきましては、高齢者福祉部門を高齢者支援課へ移管したことによりまして、障がい福祉課と課名を変更いたします。

以上が見直しの概要でございます。部課の数といたしましては増減はございません。

なお、機構につきましては規則改正を行いますとともに、市民の皆様にも周知をしたいと思いますと考えております。

以上、機構改革について説明をさせていただきました。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。
吉井委員。

○吉井詩子委員

すいません、今回のこの改革によりまして、今まで長寿課と障がい課が分かれていたのを一緒にしたということで、総合的に対応されたのだというふうに理解をしておったのですが、これがまた分かれるということで、市民にとってこれが相談しやすい、また対応してもらいやすいという体制になるようにされたんだと思うんですが、具体的に市民の方のためにどのように相談しやすい体制になるのかお聞かせください。

◎岡田善行委員長

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

現在地域包括ケア推進課におきまして、さまざまな高齢者施策の取り組みをやっております。大きいところで申しますと、例えば虐待の案件。虐待の案件が起こりますと、まず相談に来るのが地域の包括支援センター等に参りまして、地域包括ケア推進課でそれを受けて、例えば措置が必要な場合は高齢・障がい福祉課の高齢部門へつないでいくと、こういうふうな流れで現在対応させていただいております。

こういったところを連携することによりまして、スムーズな対応であるとか、スムーズな相談体制、こういったところができるのではないかと、このように考えております。

◎岡田善行委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

わかりました。市民にとって相談しやすいということを第一にさせていただいたということで、理解をいたしたいと思います。

福祉関係の方にとって地域包括ケア推進課という、地域包括ケアという名前がついたことで大変評価が高かったこともありました。今回この名前がなくなるということで、地域包括ケアシステムに対する取り組みが後退するのではないかという危惧を持たれる方もあるかと思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

◎岡田善行委員長

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

地域包括ケアにつきましては、現在まだ構築中でありまして、これからさらに進めていく必要があるかと思っております。

その中で、現在高齢・障がい福祉課の高齢部門でも一部施策を持っております。そういう施策と合わせることによって、さらにスムーズな包括ケアの推進が図れるのではないかと、このように考えております。

ただ地域包括ケアの看板をおろすというようなことではございません。これが一緒になることによりまして、高齢部門の名前が消えてしまうというようなところがございます。市民にとってもわかりやすい名前にしていかなければならないというふうなところで、高齢というような名前を選択したところでございます。

以上でございます。

◎岡田善行委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

報告案件ですし、教育民生委員会の所管でありますので最後にいたしたいと思いますが、

市民にとって一番よい体制であるということをもう一回言わせていただきたいのと、よい体制を目指していただきたいということと、あと地域包括ケアというものが高齢者に対してだけでなく全ての方に対してだということ、これからも進めていただきたいと思います。

もう所管外ですので終わります。

◎岡田善行委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について《報告案件》】

◎岡田善行委員長

次に、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」当局から報告をお願いいたします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」御説明を申し上げます。

資料3-1をごらんください。

まず、1の「概要」につきましては、平成27年10月に策定いたしました「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の平成28年度の検証結果を、外部有識者で組織する「伊勢市まち・ひと・しごと創生会議」の答申書を添えて、進捗状況の御報告をするものでございます。

恐れ入りますが、資料3-2「平成29年度伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理表」、横書きになっておりますが、ごらんいただきたいと思います。

こちらの中で青色で表記しておりますのが、総務政策委員協議会関係分でございます。

なお、施策の名称、それから2ページをごらんいただきますと、「2 基本目標の状況」という表がございますが、この右端に具体的施策の目標達成状況という項目がございますが、このあたり黒字の、先ほど青字がというふうにお話ししたんですけれども、黒字のものもございます。これについては所管の常任委員協議会が混在しているということで、表記を黒ということにさせていただきましたので御理解いただきたいと思います。

まず、指標等の変更箇所について御説明申し上げますので、恐れ入りますが1ページをごらんいただきたいと思います。

ページ番号13の変更でございますが、「基本目標③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、この中の「施策③ワーク・ライフ・バランスの実現」、その下にございます具体的施策「イ 企業などにおける男女共同参画の取り組みの支援」の重要業績評価

指標、いわゆるK P Iでございますが、こちらについては引用しております三重県の制度が変わったものですから、それに合わせて変更にするものでございます。

ページ番号14の変更は、「基本目標④暮らしやすい生活圏をつくる」の「施策①コンパクトなまちづくり」の、具体的施策「ウ 公共施設マネジメントの推進」のK P I、こちらについて、公共施設等総合管理計画策定の当初の目標が達成されましたので、新たに実施計画となる施設類型別計画の策定を目標として設定するものでございます。

ページ番号16の変更は、基本目標④の「施策③地域内コミュニティの活動促進」のK P Iにつきまして、当初の目標値を超えることが見込まれるため変更するものでございます。

次に、各施策の具体的な内容を3ページ以降に記載しております。3ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

各施策の状況変化につきましては、これらに記載のとおり基本目標の施策ごとに進行管理表を作成し、整理をしております。

この進行管理表の構成について、簡単に御説明を申し上げます。

まず、一番上には基本目標の番号とその施策の基本的方向を、その下には具体的施策ごとに重要業績評価指標（K P I）の進捗状況及び目標達成度を記載しております。目標達成度については、AからCの3段階としておりまして、各施策の目標値に対しましてAが「既に目標値達成」、Bが「目標達成が可能」、Cが「目標達成が困難」な状況でございます。

そして、その下に主な取り組み内容といたしまして主要事業の平成28年度決算額と、29年度の予算額、並びに事業概要、担当所属を記載し、シートの最下段、これでいきますと4ページになりますが、そちらには今後の取り組みの方向性を記載しております。

これらの取り組み等による総合戦略の基本目標の状況を2ページに記載をしております。申しわけございません、前後していますが2ページをごらんいただきたいと存じます。

これは総合戦略の基本目標の状況でございます。総合戦略が掲げる4つの基本目標、この4つの基本目標について、29年度進行管理時点の状況をあらわしております。それぞれの目標について策定時、平成28年度進行管理時点、平成29年度進行管理時点を記載しており、表の一番右側には、先ほど御説明いたしました各基本目標に係る具体的施策の目標達成状況を記載しております。

総務政策委員協議会所管の具体的施策の目標達成状況につきましては、全部で10ございますが、10の指標中2つが目標達成が困難なCの評価でございます。具体的には、恐れ入ります、16ページをごらんいただけますでしょうか。16ページの基本目標④の、施策③「地域内コミュニティの活動促進」、具体的施策「イ 自治会活動の促進」と、恐れ入ります、18ページをごらんいただきたいと思っております、18ページの施策⑤「広域連携の推進」、具体的施策「ア 定住自立圏構想の推進」がC評価となっております。

個々の具体的施策の説明は割愛させていただきますが、29年度の基本目標の値は、全体的に前年より上昇している状況でございます。しかしながら、人口の社会減は進んでいるため、今後につきましても各取り組みの推進を一層図ってまいりたいと考えております。

なお、19ページから21ページにかけては、最後のほうにございますけれども、具体的施策に係る重要業績評価指標の推移の一覧表でございますので、後ほど御高覧賜りたいと存じます。

次に、「3 答申の内容」について御説明申し上げますので、資料3-3をごらんいただきたいと存じます。

全般的事項といたしましては、伊勢市人口ビジョンに示しました将来人口を目指した実効性ある取り組みと進捗状況の分析、転入者をふやすため、どの層に対する取り組みであるかを明確にしていくことについて御意見をいただいております。また、総合戦略の各取り組みに係るKPI、重要業績評価指標については約7割が目標達成可能な状況であるため全体的には良好であるとの評価をいただきました。

個別事項については、移住者への対応として、空家改修助成制度の転入者へのPR及び利用しやすい体制の整備について御意見をいただいております。

以上、簡単でございますが御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。

御発言ございませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

お伺いなんですけれども、全国的には出生率が上昇している中で人口の予想とか、あるいは老年人口割合の上昇が抑えられるとかいうようなプラスの側面も言われていますけれども、伊勢市に置きかえた場合そういう傾向の影響というのは出てるんでしょうか。

◎岡田善行委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

高齢化率につきましては、やはり上昇している傾向でございます。あと合計特殊出生率に関しましては、これは全国的な傾向ではございますが、若干上昇はしているようなお話は伺ってはおります。

以上でございます。

◎岡田善行委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

それともう一点ちょっと細かい個別のあれなんだけれども、その自治会ですね、町内会、自治会の加入率のところ、全国平均から見ると伊勢市は高いほうだという、79.幾つということ、そういう到達ではあるんですけれども、さらに上げていくためにいろんな施策も対応も考えていただいております。例えば同様の努力はしてもらっておると思うんですけれども、行政として例えば不動産協会とか宅建協会とかそういうところと協定を結んで、具体的な町内会、自治会の加入促進に関するいろんな協力をしていた

だいておると。

入居契約の際に加入を勧めたりチラシを配布する、あるいは各団体の会員さんが参加する研修会などでの自治会の活動の紹介とかいう、その意識を上げてもらって、さらに意欲的にそういう協力をしてもらえるようなことまで突っ込んでやっているというようなところもあるように聞いているんですけれども、そんなことを伊勢市としてはどんな努力をされておるのでしょうか。

◎岡田善行委員長
市民交流課長。

●北村市民交流課長

自治会加入率の促進ということで、伊勢市総連合自治会さんと一緒になりまして、まず転入してこられる方につきまして、自治会加入のチラシを配布させていただきまして、加入をというようなところを促進しておるところでございます。

委員言われるとおり、宅建協会との協定というところにつきましては、全国的に見るとそういったところもやっているというふうなところは聞いております。そういった部分も今後それも自治会さんと一緒に検討していきたい、研究していきたいというふうに考えております。

○黒木騎代春委員
ありがとうございました。

◎岡田善行委員長
ほかにありませんか。
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

申しわけございません、先ほど私の説明の中で平成28年度の検証結果というふうに通違って申しあげました。正しくは平成29年度の検証結果でございますので訂正しておわび申し上げます。

◎岡田善行委員長
御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わらせていただきます。

【新地方公会計制度に基づく財務書類等の公表について《報告案件》】

◎岡田善行委員長
次に、「新地方公会計制度に基づく財務書類等の公表について」当局から報告をお願いいたします。
財政課長。

●大西財政課長

それでは御説明申し上げます。

資料4-1をごらんください。

まず初めに経緯でございますが、平成27年1月に総務大臣から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という通知が出されました。この通知の内容といたしましては大きく2点ございまして、一つは、全ての地方公共団体に対し、現在の会計処理に加え、統一的な基準による地方公会計の導入を要請するものでございます。そしてもう一つは平成29年度までにこの基準による財務書類を作成し公表を行うことでございます。

本件につきましては、この通知に基づきまして公表を行うものでございます。

この統一的な基準による地方公会計の特徴といたしましては主に3点ございます。

一つは、発生主義、複式簿記の導入でございます。これにより、減価償却費等、現金支出を伴わないコストの把握や、資産、負債等のストック情報の把握をすることが可能となります。

2点目は、固定資産台帳を整備することでございます。固定資産台帳は資産の価額情報等を管理するものでありまして、財務書類作成の基礎となる補助簿でございます。

3点目は、比較可能性の確保でございます。全ての地方公共団体がこの基準により財務書類を作成することにより、団体間における財政状況を比較することが容易となります。

また、これまでの本市における取り組みにつきましては記載のとおりでございます。3カ年をかけまして進めてきたところでございます。

次に、財務書類の内容及び公表方法について御説明いたします。

財務書類の種類につきましては記載のとおり4種類で、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書でございます。貸借対照表はバランスシートとも呼ばれておりまして、年度末時点における財政状態を明らかにすることを目的としております。行政コスト計算書は、1年間の費用及び収益を明らかにします。純資産変動計算書は、貸借対照表に表示されます純資産の1年間の増減をあらわします。資金収支計算書は、キャッシュフロー計算書とも呼ばれておりますが、1年間の資金の動きをあらわすものでございます。

また、附属書類といたしまして、注記と附属明細書がございます。注記は財務書類を作成する際における会計処理の原則などを記載したもので、附属明細書は財務書類4表に関する明細を記載した書類でございます。

資料4-1の裏面をごらんください。

これらの財務書類の公表につきましては、2月中に市のホームページで公表することを予定しております。

次に、財務書類等の作成単位及び対象会計等の範囲について御説明いたします。

作成単位につきましては、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類の三つを作成することが求められております。また、それぞれの対象範囲につきましては記載のとおりでございます。なお、連結財務書類におきましては、一部団体が作成中であることから、現時点におきましては作成が完了していない状況でございます。そのため、今回につきましては、参考資料として作成をいたしましたので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、公表する財務書類について御説明申し上げます。

恐れ入ります、資料4-2をごらんください。

資料4-2の21ページをお願いいたします。21ページからが一般会計等の財務書類でございまして、その内容は42ページまでございます。これが一般会計等財務書類の書類でございます。

それから、43ページから62ページまでが、こちらが全体財務書類となります。

そして63ページ以降が、今回は参考資料となっておりますけれども、連結財務書類でございます。

また、最終69ページ以降には連結精算表というものがついてございまして、一般会計等、全体、連結、各財務書類4表の内訳として、それぞれの会計や連結団体の内容を一覧表示したものでございます。これらの資料が総務省から作成及び公表を要請されております財務書類でございます。しかしながら、本財務書類だけでは内容がわかりにくい面がございますので、その概要及び説明を本資料の前半部分に記載をいたしました。

恐れ入ります、4ページをお願いいたします。

4ページが貸借対照表の概要でございます。4ページには主に用語の説明を記載しております。また、5ページには億円単位に数字を丸めておりますけれども、貸借対照表を記載しておりますので、そこから読み取れる内容を下段に記載をしております。

6ページをお開きください。

昨年度に試作をいたしました平成27年度決算の財務書類との比較を参考として掲載いたしました。7ページには、そこから読み取れる内容を文章で記載してございます。

以下同様でございまして、8ページからは行政コスト計算書に関する事項です。10ページからは純資産変動計算書に関する事項でございまして、12ページからは資金収支計算書に関する内容をそれぞれ記載しております。

恐れ入ります、15ページをお願いいたします。

財務書類からは、さまざまなデータを指標化することが可能となります。今回は総務省のマニュアルにおいて示されております6つの視点から指標化を行いました。6つの視点は記載のとおりでございます。具体的な指標につきましては、16ページ以降に掲載しております。今後、これらの指標を用いてほかの団体との比較、年度間の比較を行っていただけるものであると考えております。

以上が、財務書類4表に関する公表資料でございますが、資料の内容につきましては、後ほど御高覧賜りますようお願い申し上げます。

お手数でございます、資料4-1にお戻りください。

資料4-1の2ページの下段をお願いいたします。

今回公表いたしますのは、ただいま御説明申し上げました財務書類4表に加えまして、固定資産台帳についても対象といたしておりますので、固定資産台帳について若干御説明を申し上げます。

固定資産台帳は、財務書類の補助簿でございまして、保有する固定資産について資産ごとに価額等を管理しております。また、資産の取得、除却、売却及び減価償却額等の情報を反映し、毎年度更新をいたします。

固定資産台帳の主な記載項目は、記載のとおりでございます。固定資産台帳につきました

ては非常に膨大な情報量であり、全ての項目を掲載することが困難でございますので、
(2) で記載しております記載項目を中心に公表したいと考えております。

3 ページをお願いいたします。

固定資産台帳の公表につきましては、3 月中に市のホームページで公表を予定しております。

最後となりますけれども、(4) で、平成28年度末時点における固定資産の状況について一覧を掲載しております。勘定科目ごとに、件数、取得価額等、減価償却累計額、期末簿価を記載しております。取得価額等から減価償却累計額、これを差し引いたものが期末簿価となっております。これは貸借対照表におけます有形固定資産及び無形固定資産の合計と一致いたします。各数値につきましては、記載のとおりでございます。

以上、新地方公会計制度に基づく財務書類等の公表について、御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わらせていただきます。

【住居表示地区における住居番号への枝番号表記の付設について《報告案件》】

◎岡田善行委員長

次に、「住居表示地区における住居番号への枝番号表記の付設について」を当局から報告をお願いいたします。

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

それでは戸籍住民課から「住居表示地区における住居番号への枝番号表記の付設について」説明申し上げます。

現在旧伊勢市の一部地域において住居表示制度を採用しています。住居表示制度は、一定の範囲を定め街区とし、法的に住居番号を付番し、郵便配達などに支障が出ないことを目的に導入されています。

しかしながら、実施区域内でのミニ開発や水田の宅地化などにより同一番号が多数発生し、郵便物の誤配などで日常生活に支障を来すケースも生じていることから、枝番号表記を導入し、対象家屋の区分を図りたいと考えています。

ただし、住所表記が変更になると各種届け出の変更などの住民負担も生じるため、一律に変更するのではなく、実際の住所変更は本人の申し出のある世帯を対象といたします。

資料の中段の「住居番号重複の現状」をごらんください。

表中の「重複数」とは何世帯の重複かということ、「同一番号」とは幾つの種類の番号

があるかを示しています。

太枠囲みのところをごらんいただきたいんですが、「重複数10」とは、同じ番号を共有するのが10世帯であり、同一番号7とは7カ所そういう地域があるということを示しております。したがって、10世帯で同じ番号を共有している世帯が合計70世帯あるということになります。最も重複しているのは34世帯が同一番号になっています。

枝番号表記の導入に向けては、10世帯以上の重複がある世帯に対し意向調査を実施いたしました。

資料の裏面のアンケート結果をごらんください。

サンプル数が少ないため完全に意向を把握したものではございませんけれども、特に誤配などのトラブルに巻き込まれていない方や各種届け出の変更作業に煩わしさを感じる方がみえるため、枝番号の導入に否定的な方が約2割ほどみえました。

また積極的に導入を希望される方、困っている世帯のみ対応すればよいと考える方が約7割みえました。自由記述欄から変更手続の煩わしさがキーワードになっていることが推測できております。

そのため重複地域において、住居表示台帳上では全ての家屋に枝番を付番するものの、住民基本台帳上の修正については、希望する世帯のみ修正をかけたいと考えております。

今後の予定といたしましては、本年度中に庁内の事務調整を済ませ、その後重複現場の現地調査を進めていく予定です。調査については、重複数の多いところから順次進めていきますが、住民から申し出があればその地域を随時対応していく予定でございます。

また、新規の開発があれば都度、調査に入っていくとも考えております。

なお、対象世帯に対しましては、住所が変更になった場合どのような手続をとる必要性が生じるかを御案内し、枝番をつける、つけないの判断をいただきたいというふうに考えております。

枝番号の調査については、おおむね2年間を目途に完成させる予定でございます。

市民への周知については概要を広報いせ4月15日号に掲載するほか、市のホームページ、行政情報番組にても案内したいと考えております。

以上、「住居表示地区における住居番号への枝番号表記の付設について」でございます。何とぞ、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

本件についても報告案件であります。特に御発言ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時12分

◎岡田善行委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

【管外行政視察の実施について】

◎岡田善行委員長

それでは、「管外行政視察の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、6月定例会までに継続調査事項以外の項目で視察を実施する場合は3月定例会での議決が必要となりますことから、御協議をお願いするものでございます。

まずは6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言がありましたらお願いいたします。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

視察についてですけれども、先進地を見に行くということは大変有意義なことであると思いますので、ぜひ委員会のほうで行けたらと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

◎岡田善行委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

よろしいですか。管外行政視察については、6月定例会までに実施することに決定いたしまして、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

管外行政視察を実施するというのを御決定いただきましたので、視察項目につきまして御協議願います。

視察項目につきまして特に御発言がありましたらお願いいたします。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

先ほどの総務委員会で発言もさせてもらったんですけれども、人口下げどまりじゃなしにV字回復という、それでしかも税収増という明石市というのは、一遍話を聞かせていただきたいなというふうに私は思います。

◎岡田善行委員長

わかりました。ほかに何か発言ございますか。

一応継続調査事項としましては、「防災対策に関する事項」、「ふるさと未来づくりに関する事項」、「公共施設マネジメントに関する事項」、「総合計画推進事業に関する事項」ということになっておりますのでよろしいでしょうか。

そうしますと、今黒木委員のほうから明石市という話もございました。まだほかにも視察項目の御希望があると思いますので、もしございましたら2月21日水曜日までに正副委員長に申し出をお願いしたいと思います。よろしいでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時15分